

平成29年度第3回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 平成30年3月1日（木）

午後1時15分から

場 所 市役所8階会議室

1 開 会

2 議 題

第5期野田市障がい福祉計画の策定について

- (1)平成29年第2回野田市障がい者基本計画推進協議会及び平成29年度第2回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見及び対応について
- (2)パブリックコメント手続の結果について
- (3)その他

3 閉 会

議題 第5期障がい福祉計画の策定について

(1)平成29年度第2回野田市障がい者基本計画推進協議会及び平成29年度第2回野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見及び対応について

◎平成29年12月20日開催の障がい者基本計画推進協議会の意見と市の対応

意見の概要	市の考え方	案の修正
2 第4期計画における進捗状況		
サービスを利用できる対象者の基礎的な数字として、手帳の所持者数を計画書に入れていただきたい。	平成29年3月31日現在の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳別の手帳所持者数一覧を追加（9ページから10ページ）する。	有
3 平成32年度までに達成すべき目標 (3) 地域生活支援拠点の整備		
<p>地域生活拠点の事業を推進して、高度高齢化の問題を解消していく方針であると思うが、市の予算や推進体制が見えてこないのので、市のグランドデザインを描いていただきたい。</p> <p>また、短期入所と24時間対応する短期の方こそ重要な部分なので、忘れないようにお願いしたい。</p>	野田市の地域生活支援拠点は、面的整備をメインに整備していく方針で、船形に障がい者にも対応した特別養護老人ホームが開設し、その中間施設としてグループホームの建設を予定しているところであるが、グループホームの建設補助金が昨年度出なかったということと、事業が伸びてしまったという状況である。改めて、具体的な方策を本協議会や地域生活支援拠点の準備会、自立支援協議会の中で、野田市として提案しながら決定していきたい。	無
3 平成32年度までに達成すべき目標 (5) 障がい児支援の提供体制の整備等		
「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所ずつ確保するとともに、医療ケア児が適切な支援を受けられるように、既存の枠組みを活用し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。」の具体的な内容を伺いたい。	医療ケアができる施設を市として誘致していきながら支援していくという形の中で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、全ての関連する所と協議をして利用しやすい方法を検討していきたい。	無

意見の概要	市の考え方	案の修正
4 障害福祉サービス等の見込み (1) 指定障害福祉サービス (同行援護)		
同行援護の時間について、柏市では50時間、我孫子市では40時間で、野田市は20時間となっている。利用時間の枠によって活動できなくなることがある。実際には、利用時間が少なくなる場合もあるかもしれないが、安心して活動できる利用時間の確保を検討してもらいたい。	今後、柏市や我孫子市が設けている基準時間を参考身、実際に利用されている時間や他の制度との関連を見直す中で検討していきたい。	無
4 障害福祉サービス等の見込み (1) 指定障害福祉サービス (生活介護)		
生活介護について、学校の卒業生を把握して、見込量を考えていると思うが、現在、市内の生活介護事業所だけで飽和状態で、今後は苦しくなってくるはずだが、どのように計画しているのか伺いたい。	生活介護については、特別支援学校のアンケートの内容によって把握しているが、市内では11事業所の定数の中で、運用している。現在指定管理事業所の一部で定数を増員しようとしており、そのような定数の見直しを行いながら、利用できる枠を広げていきたい。	無
4 障害福祉サービス等の見込み (1) 指定障害福祉サービス (療養介護)		
日中活動系サービス (療養介護) の具体的な内容を伺いたい。	見込量の算出は、市内に療養介護の専門施設がない状況であるが、野田市を含め近隣6市が支援している光陽園との連携を取りながらサービスの提供に繋げていきたい。	無
光陽園との連携について、基本的に入所されている方が対象になっているということなのか、在宅の方も対象なのか伺いたい。	光陽園の入所者が対象ということではなく、あくまでも日中生活上のサービスとして考えている。ただし、具体的な利用方法は、今後、検討していきたい。	無
4 障害福祉サービス等の見込み (1) 指定障害福祉サービス (施設入所支援)		
施設入所支援について、削減という目標は分かるが、実際には常に満床状態である一方で、入所希望者もいるが、グループホームの整備を積極的に進めるといったことなのか伺いたい。	平成24年度に障害者総合支援法ができたときから、地域移行というのが障がい者福祉にとっては重要な課題になっている。その中で、入所施設については、減らしていきながら地域移行を進めていくために積極的なグループホームの支援をしていきたい。	無

意見の概要	市の考え方	案の修正
4 障害福祉サービス等の見込み (1) 指定障害福祉サービス (指定相談支援)		
<p>指定相談支援について、福祉サービスを受ける者は、計画相談を受けることになっているが、市として全員が受けるために、指定相談事業所をどのように考えているか伺いたい。</p> <p>市が基幹相談支援事業をどんなふうと考えているのか、地域生活支援拠点と合わせて、面整備をするときに必要となる基幹相談支援センターとどのように関連付けて計画されているのか伺いたい。</p>	<p>相談事業所の数については、前から比べ増えているが、市内では、いろいろな事情で辞めている事業所がある。辞めた事業所に相談に行っていた方は、別の事業所で相談するという連携が上手くいかなければ、良い支援ができないので、相談支援部会の意見を聴きながら、検討を進めていきたい。基幹相談支援センターについては、地域生活支援拠点の面的整備の中で、検討を進めていきたい。</p>	無
4 障害福祉サービス等の見込み (4) 障がい児支援 (第1期障がい児福祉計画)		
<p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の具体的な内容について伺いたい。</p>	<p>対象となる児童に対し、どのような医療ケアが必要で、どこの施設であれば大丈夫かというコーディネートをするために配置したい。進め方など具体的な内容については、多職種連携の会議などの中で、検討していきたい。</p>	無

◎平成30年2月21日開催の自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見と市の対応

意見の概要	市の考え方	案の修正
3 平成32年度までに達成すべき目標 (3) 地域生活支援拠点の整備		
<p>地域生活支援拠点について、グループホームの建設が延びていて、いつになったらできるのか不安である。</p> <p>32年度までにどのような計画を考えているのか伺いたい。</p>	<p>当初の計画では、29年度に障がい者にも対応した特別養護老人ホームと合わせて障がい者のグループホームを建設予定だったが、しっかりとしたグループホームを建てることを目的に1年遅らせた。また、国の補助金は不採択となり、1年遅らせることとなった。</p> <p>市は、緊急時の受け入れ、短期入所、指定相談支援が重要であると認識している。</p> <p>グループホームについては、社会福祉法人円融会が建設を予定しており、市も重要課題として今後も事業を進める。</p>	無

意見の概要	市の考え方	案の修正
4 障害福祉サービス等の見込み (1) 指定障害福祉サービス (生活介護)		
<p>生活介護が増えているのに、その行き場所がないというのでは困る。学校卒業した子どもたちを市としてどれくらい把握しているのか聞きたい。</p>	<p>特別支援学校と連携しながら、今後の状況を想定している。 今後、指定管理事業所の一部の定数の変更を予定しており、日中の生活の場の確保も大きな課題であると認識している。</p>	無
4 障害福祉サービス等の見込み (1) 指定障害福祉サービス (就労関係)		
<p>雇用に関して、精神障がい者がカウントされることになって不平等が少し解消されたかと思う。 雇用に向かう経過の中で、就労継続支援事業所がいくつかあるが、就労継続支援A型の見込みと実績が大きくかい離していると思う。 今後、事業所を増やしていくことができるのかということ、需要が増えてくると何か問題というか、運営に当たり困ったことはないのか伺いたい。</p>	<p>数年間まで、就労継続支援A型事業所は、市内に1か所のみであったが、現在3か所となっていることから、実績との開きがある。 また、法が改正になり、利用者の給与は、給付費を充ててはいけなかったことになったことから、給与に見合った仕事をしなければならず、このことから経営が厳しくなったとの声もある。</p>	無
4 障害福祉サービス等の見込み (4) 障がい児支援 (第1期障がい児福祉計画)		
<p>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについて、具体的にどのように考えているか伺いたい。</p>	<p>具体的な方向性は決定していないが、地域生活支援拠点の中で、基幹相談支援センターの役割を考えると、24時間体制での相談、緊急時の受け入れについても有機的に社会資源を結びつける形の中でコーディネーターの設置を検討していく。</p>	無

(2) パブリックコメント手続の結果について

平成30年1月5日(金)から平成30年2月7日(水)までの間、ご意見の募集を行いました。寄せられたご意見はありませんでした。

(3) その他の修正等について

箇所	修正後（正）	修正前（誤）
1 ページ 【計画期間】の表	第1期計画の年度 <u>18年度</u> <u>19年度</u> <u>20年度</u> 第2期計画の年度 <u>21年度</u> <u>22年度</u> <u>23年度</u>	第1期計画の年度 <u>21年度</u> <u>22年度</u> <u>23年度</u> 第2期計画の年度 <u>24年度</u> <u>25年度</u> <u>26年度</u>
20 ページ (エ) 確保のための 方策	柏市の ～ 略 ～ 促進する とともに、 <u>その他市外の医療機関</u> とも連携を図ります。	柏市の ～ 略 ～ 促進する とともに、 <u>その他市外の医療機関</u> とも連携を図ります。
21 ページ (イ) サービス見込 量の算出の考え方	障害者支援施設 ～ 略 ～ 入院中の精神障がい者のうち地 域生活への <u>移行</u> 後に自立生活援 助の利用が見込まれる者等を勘 案して見込みます。	障害者支援施設 ～ 略 ～ 入院中の精神障がい者のうち地 域生活への <u>意向</u> 後に自立生活援 助の利用が見込まれる者 <u>の</u> 等を 勘案して見込みます。
34 ページ 障がい福祉計画に おけるPDCAサイ クルのプロセス のイメージ 計画 (Plan)	「基本指針」に即して成果目標及 び活動指標を設定するとともに、 障害福祉サービスの見込量の設 定や <u>その他確保方策等を定める。</u>	「基本指針」に即して成果目標及 び活動指標を設定するとともに、 障害福祉サービスの見込量の設 定や <u>その他確保方策等を定め</u>

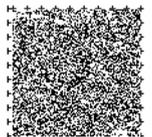
第5期野田市障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

(答申案)

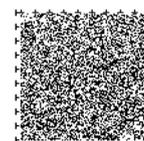
平成30年3月

野田市



目次

1	計画の策定に当たって	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置付け・他の計画との関係	1
	(3) 計画の期間	1
	(4) 計画の基本理念	2
2	第4期計画における進捗状況	3
	(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援	3
	(2) 地域生活支援事業	5
	(3) 障がい児を対象としたサービス	8
	(4) 平成29年3月31日現在の手帳所持者数	9
3	平成32年度までに達成すべき目標	11
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	11
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	12
	(3) 地域生活支援拠点の整備	12
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	13



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 15

4 障害福祉サービス等の見込み 16

(1) 指定障害福祉サービス 16

ア 訪問系サービス 16

イ 日中活動系サービス 17

ウ 居住系サービス 20

(2) 指定相談支援 22

ア 計画相談支援 22

イ 地域相談支援 23

(3) 地域生活支援事業 24

ア 理解促進研修・啓発事業 24

イ 自発的活動支援事業 24

ウ 相談支援事業 25

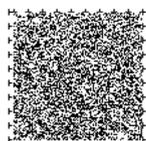
エ 成年後見制度利用支援事業 26

オ 成年後見制度法人後見支援事業 26

カ 意思疎通支援事業 26

キ 日常生活用具給付等事業 27

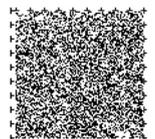
ク 手話奉仕員養成研修事業 28



ケ 移動支援事業	28
コ 地域活動支援センター	28
サ その他の事業	29
(4) 障がい児支援（第1期障がい児福祉計画）	31

5 計画の推進に向けて

(1) 地域ネットワークの構築	33
(2) 計画の達成状況の点検及び評価の方法	33



1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がい者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け・他の計画との関係

ア 位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第88条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することとされた計画です。

イ 他計画との関係

本計画は、本市の障がい者施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとし、

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとし、

(3) 計画の期間

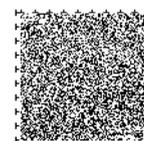
本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

※平成31年4月30日の翌日から新元号となる予定です。

【計画期間】

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
→			→			→			→			→		
第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画		
												第1期障がい児福祉計画		



(4) 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築

本計画の基本理念は、第2次野田市障がい者基本計画改訂版と共通の理念とします。この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

イ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等で18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

ウ 入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

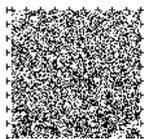
障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

エ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。



2 第4期計画における進捗状況

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援

ア 訪問系サービス

第4期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度
訪問系	居宅介護	時間／月	2,054	2,229	2,403
	重度訪問介護		2,335	2,464	2,491
	同行援護	実人／月	121	130	139
	行動援護		151	161	170
	重度障害者等包括支援				

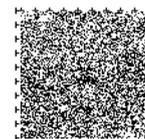
※実績は、27年度、28年度は3月時点、29年度は3月時点の見込みを表しています。（以下、指定障害福祉サービス、指定相談支援及び障がい児を対象としたサービスについては同じ。）

27年度、28年度において、利用人数、利用時間とも見込量を上回っていることから、依然として利用者側のニーズが高いサービスと考えられます。

イ 日中活動系サービス

第4期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

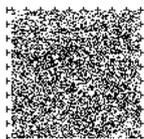
サービス名		単位	27年度	28年度	29年度
日中活動系	生活介護	延べ人日／月	5,344	5,638	5,933
			5,378	5,616	5,459
		実人／月	272	287	302
			280	287	294
	自立訓練（機能訓練）	延べ人日／月	15	30	45
			0	0	12
		実人／月	1	2	3
			0	0	1
	自立訓練（生活訓練）	延べ人日／月	138	165	193
			122	117	105
		実人／月	15	18	21
			10	7	7



サービス名		単位	27年度	28年度	29年度
日中活動系	就労移行支援	延べ人日／月	651	716	781
			351	410	458
		実人／月	40	44	48
			18	29	29
	就労継続支援（A型）	延べ人日／月	252	349	446
			696	1,027	1,098
		実人／月	13	18	23
			37	55	62
	就労継続支援（B型）	延べ人日／月	1,368	1,422	1,475
			1,495	1,533	1,535
		実人／月	77	80	83
			84	85	96
	療養介護	実人／月	14	14	14
			12	13	16
短期入所	延べ人日／月	263	293	354	
		309	333	338	
	実人／月	43	48	58	
		46	54	56	

27年度、28年度において、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援は、利用延べ人数、利用人数とも見込量に達しませんでした。生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所は、利用延べ人数、利用人数とも見込量を上回りました。

療養介護は、28年度において、柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に5人、その他の療養介護事業所に8人、計13人が利用しました。



ウ 居住系サービス

第4期計画の見込量及び実績(上段が見込量、下段が27・28年度:実績、29年度:実績見込み)

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度
居住系	施設入所支援	実人/月	95	93	91
			94	92	91
	共同生活援助	実人/月	101	111	121
			99	109	120

施設入所支援及び共同生活援助は、いずれも見込量に達しませんでした。

エ 指定相談支援

第4期計画の見込量及び実績 (上段が見込量、下段が27・28年度:実績、29年度:実績見込み)

サービス名		単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援		実人/月	60	60	91
			190	165	148
地域移行支援		実人/月	5	6	7
			0	0	0
地域定着支援		実人/月	5	6	7
			0	0	0

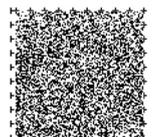
27年度、28年度の計画相談支援の実績値は、見込量を上回りましたが、地域移行支援及び地域定着支援については、利用がありませんでした。

(2) 地域生活支援事業

ア 必須事業

第4期計画の見込量及び実績 (各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績)

事業名	27年度		28年度		29年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
(1) 相談支援事業					
①相談支援事業					
ア 障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
イ 地域自立支援協議会(注)	実施	実施	実施	実施	実施



事業名	27年度		28年度		29年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
②相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施
③成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
(2) コミュニケーション支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	664件	750件	664件	832件	664件
手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人
(3) 日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	5件	14件	5件	2件	5件
②自立生活支援用具	18件	20件	18件	34件	18件
③在宅療養等支援用具	18件	18件	18件	13件	18件
④情報・意思疎通支援用具	12件	34件	12件	26件	12件
⑤排泄管理支援用具	2,687件	3,325件	2,687件	3,078件	2,687件
⑥居宅生活動作補助用具	3件	4件	3件	1件	3件
(4) 移動支援事業	14,784時間	7,664時間	14,784時間	11,187時間	14,784時間
	135人	84人	135人	104人	135人
(5) 地域活動支援センター					
①市内利用分	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	119人	133人	119人	151人	119人
②市外利用分	7か所	6か所	7か所	4か所	7か所
	17人	15人	17人	15人	17人

注：地域自立支援協議会は、平成28年11月から自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に改めました。

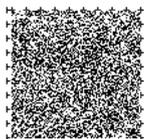
相談支援事業は、各事業とも見込量どおりの実績となりました。

コミュニケーション支援事業は、見込量を上回る実績となりました。

日常生活用具給付等事業は、自立生活支援用具及び情報・意思疎通支援用具のほか利用者が定期的に購入するストーマ装具等の排泄等管理支援用具が継続して見込量を上回っています。

移動支援事業は、送迎を行う放課後等デイサービスに利用がシフトしたことにより、当初の見込量と実績に乖離があるものと考えられます。

地域活動支援センターは、市内利用分については、施設数及び利用人員ともに見



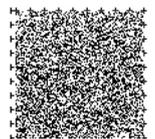
込量以上の実績となりましたが、市外利用分については、施設数及び利用人員ともに見込量に達しませんでした。

イ その他の事業

第4期計画の見込量及び実績（各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績）

事業名	27年度		28年度		29年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
(1) 訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	実施	実施
(2) 生活訓練等事業	実施	実施	実施	実施	実施
(3) 日中一時支援事業	10,472回	9,359回	10,472回	8,865回	10,472回
	153人	162人	153人	150人	153人
(4) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施	実施	実施
(5) 点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施
(6) 奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施
(7) 自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施	実施	実施

日中一時支援事業が見込量に達していませんが、その他の事業は、見込量どおりの実績となりました。日中一時支援事業は、放課後デイサービスに利用がシフトしたことにより、当初の見込量と実績に乖離かいりがあるものと考えられます。



(3) 障がい児を対象としたサービス

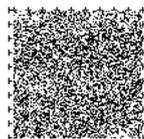
第4期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が実績）

サービス名	単位	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	実人／月	10	15	20
		33	57	94
児童発達支援	延べ人日／月	490	569	647
		582	702	859
	実人／月	50	58	66
		52	61	80
医療型児童発達支援	延べ人日／月	104	138	173
		8	0	0
	実人／月	9	12	15
		1	0	0
放課後等デイサービス	延べ人日／月	818	939	1,061
		1,302	1,840	2,481
	実人／月	81	93	105
		118	156	214
保育所等訪問支援	延べ人日／月	12	18	24
		2	3	3
	実人／月	4	6	8
		1	2	3

医療型児童発達支援は、28年度に市内の事業所がなくなり、市外の事業所への利用もないことから、実績がなくなりました。

児童発達支援と放課後等デイサービスは、事業所の増加や制度の周知により利用も増加しており、延べ人日、実人とも見込量を上回っております。放課後等デイサービスについては事業所数が増加しており、相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、適切な療育が提供されるように努めます。

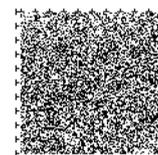
保育所等訪問支援は、延べ人日、実人とも見込量に達しておりませんが、引き続き利用の把握に努めながら、利用の促進に努めます。



(4) 平成29年3月31日現在の手帳所持者数

ア 身体障害者手帳（単位：人）

障がい別	区分	計	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	18歳未満	2	0	0	0	0	2	0
	18歳以上	289	95	92	22	20	44	16
	計	291	95	92	22	20	46	16
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	18	0	4	4	4	0	6
	18歳以上	394	21	117	42	89	4	121
	計	412	21	121	46	93	4	127
音声・言語そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	84	4	10	43	27	0	0
	計	84	4	10	43	27	0	0
肢体不自由	18歳未満	60	36	10	4	3	4	3
	18歳以上	2,876	566	610	547	823	206	124
	計	2,936	602	620	551	826	210	127
内部障がい	18歳未満	14	10	0	3	1	0	0
	18歳以上	1,666	1,101	25	202	338	0	0
	計	1,680	1,111	25	205	339	0	0
心臓	18歳未満	5	3	0	1	1	0	0
	18歳以上	771	613	4	80	74	0	0
	計	776	616	4	81	75	0	0
呼吸器	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	125	31	4	80	10	0	0
	計	127	33	4	80	10	0	0
じん臓	18歳未満	3	2	0	1	0	0	0
	18歳以上	462	442	2	15	3	0	0
	計	465	444	2	16	3	0	0
ぼうこう又は直腸	18歳未満	2	1	0	1	0	0	0
	18歳以上	267	0	3	20	244	0	0
	計	269	1	3	21	244	0	0
小腸	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	0	0	1	3	0	0
	計	4	0	0	1	3	0	0
免疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	34	13	11	6	4	0	0
	計	34	13	11	6	4	0	0
肝臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	2	1	0	0	0	0
	計	5	4	1	0	0	0	0
合計	18歳未満	94	46	14	11	8	6	9
	18歳以上	5,309	1,787	854	856	1,297	254	261
	計	5,403	1,833	868	867	1,305	260	270

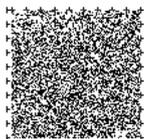


イ 療育手帳（単位：人）

合 計	知的障がい者				知的障がい児			
	重 度	中 度	軽 度	計	重 度	中 度	軽 度	計
1,193	358	262	229	849	78	67	199	344

ウ 精神障害者保健福祉手帳（単位：人）

合 計	1 級	2 級	3 級
1,061	223	606	232



3 平成 32 年度までに達成すべき目標

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」といった課題に対応するため、平成 32 年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第 4 期計画の実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 目標の設定

国の基本指針では、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が、平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

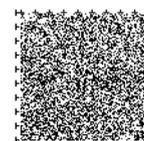
国の基本指針を踏まえて、本市の施設から地域生活への移行の目標値は、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれるため、平成28年度末時点の本市の施設入所者数である92人の9%に当たる9人に平成29年度までの未達成割合に当たる7人を加えた16人を平成32年度末における地域生活への移行者数として設定します。

また、平成32年度末の施設入所者数は、地域生活の移行が自立支援の重要な課題であることから平成28年度末時点の施設入所者の5%である5人を削減することを目指します。

項目	目標値	考え方
平成32年度までの地域移行者数	16人	平成28年度末時点における施設入所者数(92人)の9%(9人)に第4期計画の未達成割合(7人)を加えた値とします。
平成32年度までの施設入所者削減数	5人	平成28年度末時点における施設入所者数(92人)の5%以上とします。

イ 達成に向けた取組

地域生活への移行の推進を図るためには、地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム等の質と量の充実を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、



相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、障がい者の地域生活移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がい者理解の普及、啓発に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 目標の設定

国の基本指針では、平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指しています。

国の基本指針を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組を推進します。

項目	目標値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進

イ 達成に向けた取組

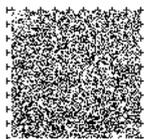
保健、医療、福祉関係者による協議の場として、多職種連携等の既存の枠組みを活用して取り組みます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

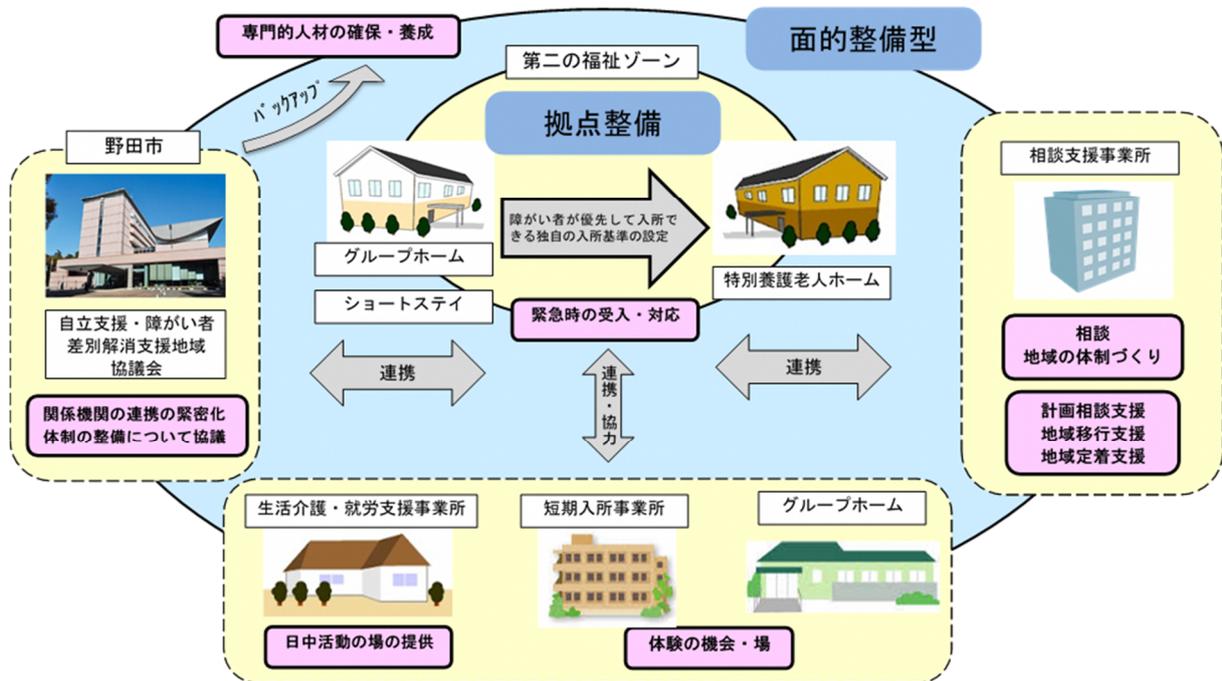
ア 目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしており、地域生活支援拠点等を平成32年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目指しています。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の整備数	1か所	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を整備



野田市が整備する地域生活支援拠点のイメージ



イ 達成に向けた取組

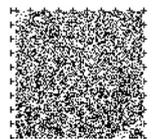
拠点整備において重要な専門的人材の確保、養成に取り組むとともに、整備の課題について自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会において関係機関と連携しながら検討します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成32年度中に一般就労への移行者数が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定しています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標を設定しています。

なお、一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値について、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。



国の基本指針を踏まえて、一般就労移行者数については、平成28年度の移行実績9人の1.5倍以上に当たる14人に平成29年度までの未達成割合に当たる27人を加えた41人を目標値として設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成28年度末における利用者数54人の2割以上増加に当たる65人に平成29年度までの未達成割合に当たる36人を加えた101人を目標値として設定します。

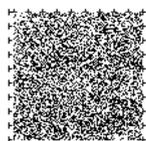
就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、平成32年度末における就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率については、8割以上とすることを目指します。

項目	目標値	考え方
平成32年度中の一般就労移行者数	41人	平成32年度中の一般就労移行者数が、平成28年度の移行実績（9人）の1.5倍以上（14人）に、第4期計画の未達成割合（27人）を加えた値とします。
平成32年度末における就労移行支援事業利用者数	101人	平成32年度末における就労移行支援事業利用者数が、平成28年度末における利用者数（54人）の2割以上増加（65人）に第4期計画の未達成割合（36人）を加えた値とします。
平成32年度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労定着支援による職場定着率	80%	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

イ 達成に向けた取組

一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して障がい者の雇用安定のための支援の周知や障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、就労移行支援事業等の福祉施設の就労支援強化に努めます。

一方、「障害者優先調達推進法」が平成25年度から施行され、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的に購入することに努めます。



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 目標の設定

平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられました。国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の確保に関して、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に係る目標を設定しています。また、医療ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

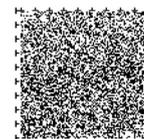
国の基本指針を踏まえて、平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の構築については、国の基本指針を充足しています。

項目	目標値	考え方
平成32年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	平成32年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置する。
平成32年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
平成32年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。
平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	実施	医療ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。

イ 達成に向けた取組

平成32年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所ずつ確保するとともに、医療ケア児が適切な支援を受けられるように、既存の枠組みを活用し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。



4 障害福祉サービス等の見込み

(1) 指定障害福祉サービス

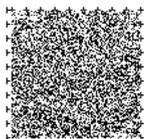
ア 訪問系サービス

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
居宅介護	居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、居宅における介護（入浴、排泄又は食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）及び生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護並びに日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等を対象に、外出時において、同行し、移動時に必要な情報を提供（代筆・代読を含む）するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する方を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な予防的援護、危険な行為等の不適切な行動や極端な行動の制御、排泄及び食事等の身体的介護、その他の当該障がい者等が行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方を対象に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

在宅生活を支えるサービスとして、身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、今後施設入所や入院から地域生活へ移行する者や難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込み、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられ、利用実績をベースに、障がい者等のニーズや地



域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
居宅介護	時間/月	1,593	1,660	1,811
	実人/月	126	133	150
重度訪問介護	時間/月	257	288	304
	実人/月	3	4	5
同行援護	時間/月	358	362	382
	実人/月	21	22	23
行動援護	時間/月	341	354	367
	実人/月	27	28	30
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	実人/月	0	0	0

(エ) 確保のための方策

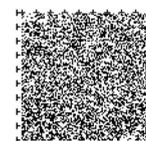
障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。

また、サービスを必要とする障がい者が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実努め、的確な査定による支給の適正化を図ります。

イー① 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
生活介護	常時介護を要する方を対象に、主として昼間、障害者支援施設等において、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供のほか、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者又は難病等対象者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。



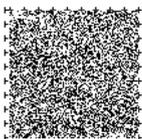
サービスの種類	内容
自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者を対象に、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所若しくは居宅の訪問において行われる入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供します。
就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を提供します。
就労継続支援（A型）	雇用契約に基づく生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。
就労継続支援（B型）	雇用契約に基づかない生産活動その他の活動機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援の提供を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者を対象に、一定の期間にわたり、一般就労先での就労の継続を図るため、当該就労先の事業主、障害福祉サービスを行う者、医療機関その他の者との連絡調整や指導・助言等の支援を提供します。

（イ）サービス見込量の算出の考え方

日中活動の場を確保するサービスとして、知的障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業者数、施設入所者や入院中の精神患者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

（ウ）サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
生活介護	延べ人日/月	5,709	5,896	6,056
	実人/月	306	316	326
自立訓練（機能訓練）	延べ人日/月	30	30	30
	実人/月	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	延べ人日/月	104	99	88
	実人/月	7	6	5



サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
就労移行支援	延べ人日/月	469	481	506
	実人/月	31	33	36
就労継続支援（A型）	延べ人日/月	1,428	1,694	1,972
	実人/月	82	96	112
就労継続支援（B型）	延べ人日/月	1,642	1,717	1,963
	実人/月	101	105	120
就労定着支援	実人/月	5	10	15

（エ）確保のための方策

既存の福祉施設の機能強化等を図り、また、サービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。また、利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通費等の経済的負担軽減策を実施していきます。

イー② 日中活動系サービス（療養介護）

（ア）サービスの内容

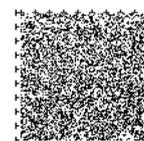
サービスの種類	内容
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する方を対象に、主として昼間、病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を提供します。

（イ）サービス見込量の算出の考え方

支給決定者数をベースに、重症心身障がい児（者）施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児（者）施設）への入所状況等を勘案して見込みます。

（ウ）サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
療養介護	実人/月	17	19	20



(エ) 確保のための方策

柏市の療養介護事業所（重症心身障がい児（者）施設）と入所希望者の入所に向け施設との情報の共有を促進するとともに、その他市外の医療機関とも連携を図ります。

イー③日中活動系サービス（短期入所）

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等を対象に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供します。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

地域生活を支えるサービスとして、身体障がい者や知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
短期入所（福祉型）	延べ人日/月	359	367	384
	実人/月	58	62	66
短期入所（医療型）	延べ人日/月	14	21	28
	実人/月	2	3	4

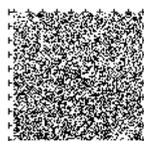
(エ) 確保のための方策

既存の市内及び市外のサービス提供事業所との連携を促進し、必要なサービス量を確保するとともに、あおい空など重症心身障がい児（者）に対応したサービス提供事業所との連携体制も併せて図ります。

ウー① 居住系サービス（自立生活援助）

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者等で一人暮らしを希望する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、一定の期間にわたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を提供します。



(イ) サービス見込量の算出の考え方

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者等を勘案して見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
自立生活援助	実人/月	5	10	15

(エ) 確保のための方策

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会等を通じ情報提供を行い、多様な事業所の参入を図り、サービス提供体制の確保に努めます。

ウー② 居住系サービス（共同生活援助）

(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排泄、食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を提供します。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

知的障がい者や精神障がい者を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスとなっています。支給決定者数をベースに、障がい者のニーズ、施設入所や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

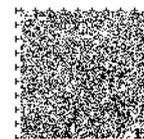
(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	実人/月	131	140	152

(エ) 確保のための方策

グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。また、見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。

また、グループホームを利用しやすい環境に整備するために、利用者には家賃補助等の負担軽減策を実施していきます。



ウー③ 居住系サービス（施設入所支援）

（ア）サービスの内容

サービスの種類	内容
施設入所支援	障害者支援施設に入所する障がい者を対象に、夜間、施設において、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護などの日中活動と併せて、サービス提供する。）を提供します。

（イ）サービス見込量の算出の考え方

知的障がい者や精神障がい者を中心に日常生活の支援と住まいの場の確保を希望する人が多いサービスのため、支給決定者数をベースに、入所待機者の動向や施設入所者の地域生活への移行等を勘案して見込みます。

（ウ）サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	実人/月	90	88	87

（エ）確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行が進んでいる一方で、地域での入所希望者は平成29年4月1日現在で101人となっています。

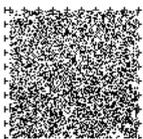
グループホーム等での生活が可能な人については、地域移行を推進しつつ、地域での生活が困難な人については、入所施設を利用できるよう現状のサービス提供体制を確保します。

（2）指定相談支援

ア 計画相談支援

（ア）サービスの内容

サービスの種類	内容
計画相談支援	<p>○サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）、サービス事業者等との連絡調整などを行います。</p>



(イ) サービス見込量の算出の考え方

就労定着支援や自立生活援助などの新規サービスを含めたような障害福祉サービスのニーズ増大が見込まれるため、今後も増加傾向が継続すると見込みます。

(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	実人/月	170	179	207

(エ) 確保のための方策

計画相談支援の利用者増加を踏まえ、情報提供を行うなどにより多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の「相談支援部会」を通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

イ 地域相談支援

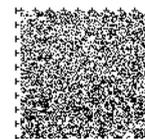
(ア) サービスの内容

サービスの種類	内容
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画を作成し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談及び関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

(イ) サービス見込量の算出の考え方

地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により、同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。



(ウ) サービスの見込量

サービスの種類	単位	30年度	31年度	32年度
地域移行支援	実人/月	1	1	1
地域定着支援	実人/月	1	1	2

(エ) 確保のための方策

県と連携を図り、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

さらに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談部会等を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。

(3) 地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

(ア) 事業の内容

障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	障がい者に対する正しい理解を促して心のバリアフリーを進めます。

(ウ) 確保の方策

障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めます。

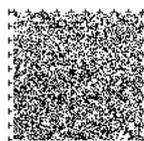
イ 自発的活動支援事業

(ア) 事業の内容

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	障がい者やその家族、地域住民等が行う活動等を支援します。



(ウ) 確保の方策

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に実施する障がい者に対する理解を深めるための活動等を支援します。

ウ 相談支援事業

(ア) 事業の内容

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

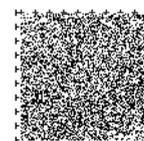
(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	障がい者が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる拠点を設けます。
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	実施	実施	実施	障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。

(ウ) 確保の方策

障がい者総合相談センターが地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務を実施するとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、相談支援の提供体制の機能強化を図ります。

また、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に設置した四つの専門部会により、相談支援の提供体制の整備、ネットワーク構築を図るとともに、「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」に関する積極的な広報・啓発を行います。



エ 成年後見制度利用支援事業

(ア) 事業の内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の補助を行います。

(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	成年後見制度を利用することが有用な障がい者に対し、利用の支援を図ります。

(ウ) 確保の方策

自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の権利擁護部会等により、制度の普及啓発活動を図るとともに、関係機関との地域連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がい者の保護、支援を図ります。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

(ア) 事業の内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	野田市社会福祉協議会が開設した成年後見センターの利用促進を図ります。

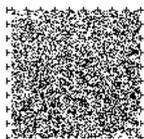
(ウ) 確保の方策

日常生活における自立支援事業から成年後見制度へ途切れることなく支援していくため、野田市社会福祉協議会による成年後見支援について、関係機関と連携し制度普及を図ります。

カ 意思疎通支援事業

(ア) 事業の内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業により意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者との意思疎通支援を行います。



(イ) 事業の見込量及びその考え方 (単位：設置者数/日、件/年)

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
意思疎通支援者設置事業	2人	2人	2人	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。
意思疎通支援者派遣事業	920件	968件	1,018件	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣事業を行います。

(ウ) 確保の方策

意思疎通支援者設置事業については、今後も市本庁舎及び関宿支所に手話通訳者を設置し、意思疎通支援の充実に努めます。

意思疎通支援者派遣事業については、市から野田市社会福祉協議会へ委託していましたが、市の直営方式に改め、今後も意思疎通支援の充実に努めます。

キ 日常生活用具給付等事業

(ア) 事業の内容

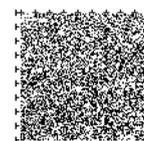
障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方 (単位：件/年)

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
介護・訓練支援用具	8件	8件	8件	地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具を給付等することで、日常生活の利便性の向上を図ります。
自立生活支援用具	21件	21件	21件	
在宅療養等支援用具	17件	17件	17件	
情報・意思疎通支援用具	23件	23件	23件	
排泄等管理支援用具	3,209件	3,347件	3,489件	
居宅生活動作補助用具	3件	3件	3件	

(ウ) 確保の方策

障がい者等のニーズに合った用具を給付できるよう適切な情報提供と種目を定めるように努めます。



ク 手話奉仕員養成研修事業

(ア) 事業の内容

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話で意思疎通支援を行う者を養成します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方（単位：養成講習終了者数）

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
手話奉仕員養成研修事業	14人	14人	14人	手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。

(ウ) 確保の方策

手話奉仕員養成研修事業を野田市社会福祉協議会に委託し実施します。また、県が実施している手話通訳者養成研修の受講を促進します。

ケ 移動支援事業

(ア) 事業の内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方（単位：延時間/年、実人/年）

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
移動支援事業	12,234時間	12,234時間	12,234時間	外出支援により、地域での自立生活及び社会参加を促します。
	115人	115人	115人	

(ウ) 確保の方策

利用者のニーズに対応できるよう居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の参入を促進します。

コ 地域活動支援センター

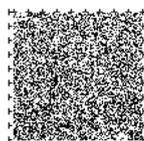
(ア) 事業の内容

基礎的事業として、施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。

また、この基礎的事業に加え、センターの機能強化を図る事業を実施する場合には、その内容に応じてⅠ型からⅢ型に分けられます。

a 地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進



を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施します。

b 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用及び就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

c 地域活動支援センターⅢ型

通所による援護事業の実績を有し、安定的な運営が図られているセンターが、常勤職員を配置して支援を実施します。

(イ) 事業の見込量及びその考え方 (単位：箇所数、実人/年)

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方
地域活動支援センター				
野田市利用分	5か所	5か所	5か所	利用者に創作的活動の機会等を提供する事業(Ⅱ型又はⅢ型)を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業(Ⅰ型)を実施します。
	180人	180人	180人	
他市町村利用分	4か所	4か所	4か所	
	15人	15人	15人	

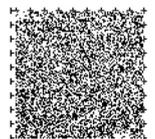
(ウ) 確保の方策

地域活動支援センターは、市内にⅠ型が1か所、Ⅲ型が3か所あり、センターの機能を充実強化していきます。また、重度の障がい者が利用できる環境の整備に努めるとともに、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。

サ その他の事業

(ア) 事業の内容

サービスの種類	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
生活訓練等事業	障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を図ります。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。



サービスの種類	内容
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活をする上で必要度の高い情報を提供します。
要約筆記者養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される要約筆記者を養成します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

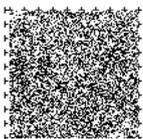
(イ) 事業の見込量及びその考え方 (単位：延回/年、実人/年)

事業名	30年度	31年度	32年度	実施に関する考え方	
訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	自立した日常生活又は社会生活営むことができるよう、柔軟に障がい者のニーズに合った事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図ります。	
生活訓練等事業	実施	実施	実施		
日中一時支援事業	障がい者	4,799回	4,799回		4,799回
		97人	97人		97人
	障がい児	5,002回	5,002回		5,002回
		61人	61人		61人
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施		
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施		
要約筆記者養成研修事業	実施	実施なし	実施		
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施		

(ウ) 確保の方策

訪問入浴サービス事業及び点字・声の広報等発行については、市の契約事務手続に沿って決定した事業者へ委託します。

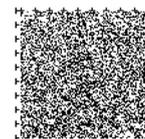
生活訓練等事業及び養成研修事業については、野田市社会福祉協議会に委託して実施し、福祉の増進に努めます。



(4) 障がい児支援（第1期障がい児福祉計画）

ア サービスの内容

サービスの種類		内容
障がい児相談支援		<p>○障がい児支援利用援助 障がい児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障がい児支援利用援助 支給決定された障がい児通所支援等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、障がい児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。</p>
通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	放課後等デイサービス	就学（幼稚園及び大学を除く。）している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援		重症の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。



イ サービス見込量の算出の考え方

保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績値の推移を勘案して見込みます。

ウ サービスの見込量

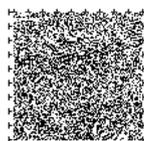
サービスの種類		単位	30年度	31年度	32年度
障害児通所支援	児童発達支援	延べ人日/月	1,044	1,173	1,298
		実人/月	93	102	113
	医療型児童発達支援	延べ人日/月	20	30	40
		実人/月	2	3	4
	放課後等デイサービス	延べ人日/月	3,079	3,569	4,035
		実人/月	260	299	338
	保育所等訪問支援	延べ人日/月	5	5	7
		実人/月	4	5	6
	居宅訪問型児童発達支援	延べ人日/月	20	30	40
		実人/月	2	3	4
障害児相談支援	実人/月	104	123	141	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人/月	1	1	1	

エ 確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスは、障害児通所事業所連絡会を通じサービス提供事業所と連携を図りながらニーズに応じたサービスの提供の確保を図ります。

なお、サービス提供事業所に対し国が示すガイドライン等に基づき、千葉県と共に支援内容の質の維持向上に努めます。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の維持向上を図ります。



5 計画の推進に向けて

(1) 地域ネットワークの構築

障がい者の地域移行や就労支援を進めるには、公的サービスに加え、障がい者を地域で支えることが必要です。

このため、本市の自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を活用し、福祉、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障がい者への支援体制の整備を推進します。

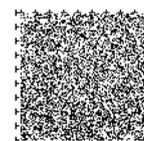
(2) 計画の達成状況の点検及び評価の方法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

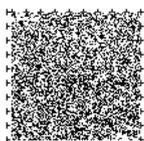
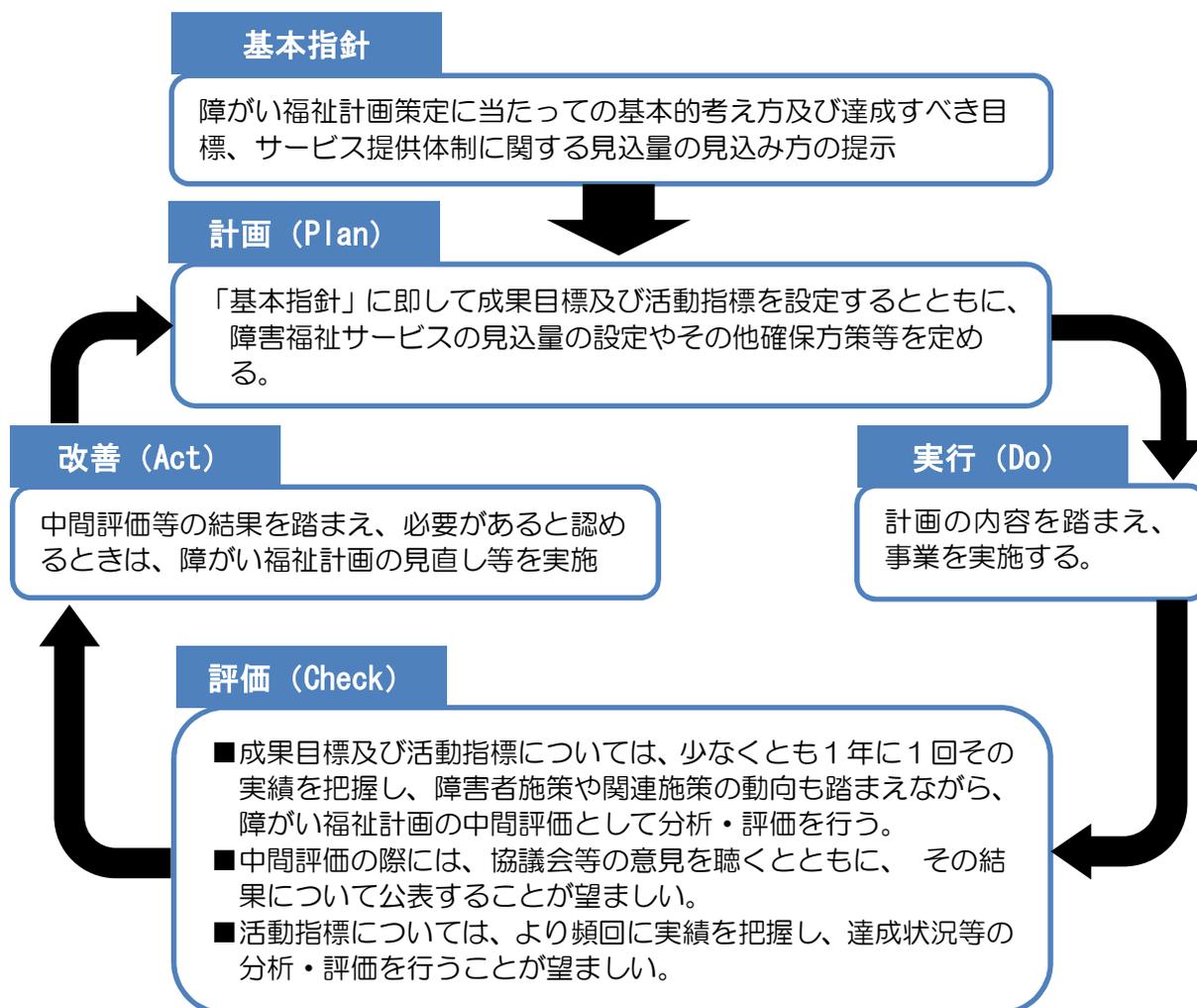
PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

障がい者基本計画の事業の進捗状況、障がい福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

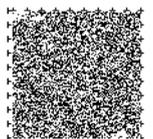
また、中間評価の際には、野田市障がい者基本計画推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について、公表することに努めます。



障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



資料編



野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例

平成11年3月26日

野田市条例第6号

注 平成18年9月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の趣旨にのっとり、障がい者の基本計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障がい者の基本計画に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、野田市障がい者基本計画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平22条例27・一部改正)

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査審議し、答申する。

2 協議会は、必要に応じ、障がい者の基本計画に関する施策等に係る事項について調査し、市長に意見を述べることができる。

(平22条例27・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の代表
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(平18条例33・平22条例27・平24条例18・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

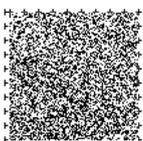
2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。



- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
(参考意見等の聴取)

第7条 協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務の所掌は、市長の定めるところによる。

(委任)

第9条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月28日野田市条例第27号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日野田市条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(任期の特例)

5 この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市障害者基本計画推進協議会の委員の任期は、第14条の規定による改正後の野田市障害者基本計画推進協議会設置条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則(平成22年9月30日野田市条例第27号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

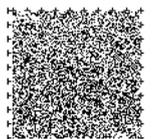
附 則(平成24年7月13日野田市条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(7)まで 略

(8) 第4条、第5条、第17条及び第19条の規定 平成25年7月1日



野田市障がい者基本計画推進協議会委員名簿

(平成29年7月1日～平成31年6月30日)

番号	氏名	選出区分	備考
1	逆井 一	障がい者団体の代表	
2	知久 たい子	障がい者団体の代表	
3	鈴木 良造	障がい者団体の代表	
4	鳥羽 敬俣	障がい者団体の代表	
5	熊沢 英也	障がい者団体の代表	
6	上木 昭	障がい者団体の代表	
7	谷口 勲	学識経験者	副会長
8	鈴木 美由紀	学識経験者	
9	野口 美智子	学識経験者	
10	加藤 満子	学識経験者	
11	池田 実代	学識経験者	
12	小林 修	学識経験者	
13	五十嵐 孝子	学識経験者	
14	坂本 泰啓	関係行政機関の代表	
15	渡辺 隆	関係行政機関の代表	会長
16	廣瀬 哲也	関係行政機関の代表	
17	山本 由紀子	関係行政機関の代表	
18	土井 邦博	関係行政機関の代表	
19	矢野 祐子	公募に応じた市民	
20	渡辺 利絵	公募に応じた市民	

